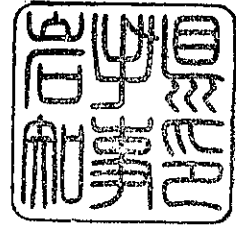


水振第 72 号
令和 8 年 4 月 9 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亘理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（遠藤）
電話：019-629-5819
FAX：019-629-5824
E-mai：endo-ryusei@pref.iwate.jp

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可をすべき漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可をすべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
繁殖期あわび漁業	あわび	潜水器等	第一種共同漁業権の漁業者から同意を得た海域	7月1日から10月31日まで	-	-	宮古市に住所を有し、第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業者から操業の同意を得ている者	2
							陸前高田市に住所を有し、第一種共同漁業権の漁業者又は当該漁業者から操業の同意を得ている者	1

(2) 許可を申請すべき期間

令和8年5月19日から令和8年6月19日まで

(3) 備考

- ア この許可の有効期間は、許可の日から令和8年10月31日までとする。
- イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) あわび種苗生産以外の目的で採捕してはならない。
 - (イ) ・ ・ ・(漁獲予定数量) を超えてあわびを採捕してはならない。
 - (ウ) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。
 - (エ) 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。

(オ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所を所管する当該水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可をする者を定めるものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可をすべき漁業者の数
水産動物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
繁殖期あわび漁業	あわび	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	7月1日から10月31日まで	—	—	大船渡市内に住所を有し、第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	1

(2) 許可を申請すべき期間

令和8年7月21日から令和8年8月21日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和8年10月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) あわび種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

(イ) ……(漁獲予定数量)を超えてあわびを採捕してはならない。

(ウ) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。

(エ) 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。

(オ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

- ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。
- エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可をする者を定めるものとする。

知事許可漁業の制限措置等の設定について

1 趣旨

- (1) 知事許可漁業の許可等に関する取扱いについては、漁業法、岩手県漁業調整規則及び許可等の取扱方針に規定されている。
- (2) 漁業法及び漁業調整規則の規定により、知事許可漁業の許可申請を募集しようとする際は、許可すべき船舶等の数や操業区域等の事項を「制限措置」として定め、事前に公示する必要があることから、対象となる知事許可漁業の制限措置を定めるため、海区漁業調整委員会の意見を伺うもの。

許可等の取扱方針に定める事項	
	趣旨
	適用範囲
制限措置に定める事項	漁業種類
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
	船舶の総トン数
	推進機関の馬力数
	操業区域
	漁業時期
	漁業者の資格
	許可の基準
	条件
	許可等の有効期間
	許可等の申請等
	資源管理の状況等の報告

- (3) 漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令及び岩手県漁業調整規則に定められる知事許可漁業のうち、**繁殖期あわび漁業**の許可申請を募集するにあたり、「制限措置」の内容を定めるもの。

操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類					
1	中型まき網漁業	6	船びき網漁業	11	かご漁業
2	小型まき網漁業	7	さんま棒受網漁業	12	さけはえ縄漁業
3	かじき等流し網漁業	8	火光利用敷網漁業	13	いるか突棒漁業
4	流し網漁業	9	すくい網漁業		
5	固定式刺し網漁業	10	いか釣り漁業		

操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類					
1	小型機船底びき網漁業	4	かご漁業	7	潜水器漁業
2	あわび漁業	5	小型定置網漁業		
3	なまこ漁業	6	地びき網漁業		

2 制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」について

(1) 繁殖期あわび漁業

当該漁業は、栽培漁業のための種苗生産に係るあわびの親個体を採捕するためのものであることから、あわびの種苗生産を実施している業界団体等の意見を踏まえ次のとおり定める。

	許可の要望数	公示する許可の数
宮古管内	2	2
大船渡管内	2	2
合計	4	4

岩手県漁業調整規則 抜粋

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第1号、第2号、第6号及び第15号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) **あわび漁業** 海面においてあわびをとることを目的とする漁業
- (2) **なまこ漁業** 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業、第6号に掲げる固定式刺し網漁業及び第12号に掲げるかご漁業を除く。）
- (3) **小型まき網漁業** 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (4) **かじき等流し網漁業** 海面（総トン数10トン以上の動力漁船を使用する場合にあっては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域に限る。）においてかじき等流し網によりかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業
- (5) **流し網漁業** 海面において流し網（かじき、かつお、まぐろ、さめ、いるか又はいかをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
- (6) **固定式刺し網漁業** 海面において固定式刺し網（あわびをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
- (7) **船びき網漁業** 海面において船びき網により行う漁業
- (8) **さんま棒受網漁業** 海面において総トン数10トン未満の動力漁船を使用してさんま棒受網により行う漁業
- (9) **火光利用敷網漁業** 海面において火光を利用して敷網（さんまをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
- (10) **すくい網漁業** 海面において動力漁船を使用してすくい網により行う漁業
- (11) **いか釣り漁業** 海面において総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船を使用していか釣りにより行う漁業
- (12) **かご漁業** 海面において動力漁船を使用してかごにより行う漁業
- (13) **さけはえ縄漁業** 海面において総トン数10トン未満の動力漁船を使用してさけはえ縄により行う漁業
- (14) **いるか突棒漁業** 海面においているか突棒により行う漁業
- (15) **小型定置網漁業** 海面において小型定置網により行う漁業
- (16) **地びき網漁業** 海面において地びき網により行う漁業
- (17) **潜水器漁業** 海面において潜水器（簡易潜水器を含み、あわび又はなまこをと

ることを目的とするものを除く。)により行う漁業

- 2 前項の許可は、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業又は前項第 3 号から第 14 号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

第 11 条 知事は、許可（第 7 条第 1 項及び第 14 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

- 4 第 1 項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

- 7 第 4 項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第 4 項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準

を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

漁業法 抜粋（第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条）

第四十二条 都道府県知事は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- 2 前項の申請すべき期間は、漁業の種類ごとに規則で定める期間とする。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。
- 4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、都道府県知事は、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。